

【Q：介護老人福祉施設運営費の弾力運用】

Q 指定介護老人福祉施設における運営費の弾力運用について教えてください。

A 介護保険法に定める指定介護老人福祉施設における運営費の取り扱いについては、厚生省老人保健福祉局長通知「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日老発第188号）で次のように定められている。

1 運営費の運用

介護報酬を財源とする運営費の運用は、次に掲げる経費以外へは原則として可能である。

- (1) 収益事業に要する経費
- (2) 当該特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人外への資金の流出（貸付を含む）に属する経費
- (3) 高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

2 運用上の留意事項**(1) 資金の繰入**

- ① 当該法人が行う他の社会福祉事業等（収益事業を除く）へ資金の繰入は、当該施設の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において可能である。
- ② 当該法人が行う介護保険法に基づく居宅サービス等の事業へ資金の繰入は、当該施設の当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において可能である。

(2) 予算の弾力的運用

予算の科目間の流用及び予備費の使用は、弾力的な予算執行との観点から、経理規定等の定めにより、一定の手続きを経て可能である。

ただし、適正な予算執行の観点から、あらかじめ予算補正が可能である場合はこの限りでない。

(3) 資金の繰替使用

施設報酬を主たる財源とする資金を当該法人が行う他の社会福祉事業、公益事業、収益事業への一時繰替使用は可能である。

ただし、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業へ繰替使用した場合を除き、繰替え使用した資金は、当該年度内に補填しなければならない。

(4) 役員等の報酬

社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、役員報酬等が社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない。